

○生活訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (751単位) (2) 定員21人以上40人以下 (670単位) (3) 定員41人以上60人以下 (637単位) (4) 定員61人以上80人以下 (612単位) (5) 定員81人以上 (575単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (245単位) (2) 1時間以上 (564単位)					
ホ 基準該当生活訓練サービス費	(751単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)					
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき 48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)					
看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき 18単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)